

珊内川・古宇川・野東川・尻別川の河口規制の概要

<目 的>

- サクラマス資源の安定的かつ持続的な利用を図るためには、親魚の河川遡上を促進させ、計画的かつ安定的な捕獲・採卵を行う必要がある。
- 後志地域は来遊資源に大きな変動があり、親魚確保が不安定な状況となっている。このため、令和4年度の「ふ化放流計画」から親魚捕獲数を右表のとおり増加させるとともに、珊内川・古宇川・野東川・尻別川の河口規制を見直すことで、将来にわたってサクラマス資源の維持・増大を図ることを目的とするもの。

親魚捕獲数	令和3年度	令和4年度～
珊内川	60尾	100尾
古宇川	1尾	100尾
野東川	20尾	100尾
尻別川	1,560尾	1,800尾

<内 容>

1 珊内川

- ・ 河口規制は期間と区域を新たに設定する。
- ・ 規制期間は、近年の来遊実態に合わせて4月1日から8月31日とし、規制区域は近隣の古宇川の規制区域（右岸・左岸・沖合各300m）を準用する。

2 古宇川

- ・ 現在、サクラマスの資源増大を目的とした保護水面に指定しているため、5月1日からの河口規制を設定している。
- ・ 令和4年度からサクラマスの親魚捕獲河川として捕獲を行うことから、近年の来遊実態に合わせて規制開始日を4月1日に前倒しする。

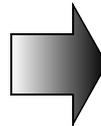
3 野東川

- ・ 秋サケの親魚捕獲に係る河口規制のみ設定していたが、サクラマスの来遊実態を踏まえ4月1日から従来の規制期間の前日である8月19日までを追加し、規制区域は従来同様とする。

2 尻別川

- ・ サクラマスの親魚捕獲河川として、5月1日からの河口規制を設定しているが、近年の来遊実態に合わせて規制開始日を4月1日に前倒しする。

河川名	現 行			
	禁止区域			禁止期間
	左岸	右岸	沖合	漁業調整規則
珊内川	—	—	—	—
古宇川	(300m)	(300m)	(300m)	5/1～8/31
野東川	(300m)	(700m)	(600m)	8/20～11/30
尻別川	(1,000m)	(1,000m)	(1,000m)	5/1～11/30



河川名	変 更				
	禁止区域			禁止期間	
	左岸	右岸	沖合	漁業調整規則	海区委員会指示
珊内川	300m	(300m)	(300m)	—	4/1～8/31
古宇川	(300m)	(300m)	(300m)	5/1～8/31	4/1～4/30
野東川	(300m)	(700m)	(600m)	8/20～11/30	4/1～8/19
尻別川	(1,000m)	(1,000m)	(1,000m)	5/1～11/30	4/1～4/30

※距離のうち（ ）内の数字は一応の目安